

く努力しなればならぬ。職場に於いて青年同盟は労働組合との密接な協働が必要である。

二、職場班(工場班等)は、職場に於いて労働者の組織をなす。これに職場に於いて責任をもつて同盟の活動を遂行する。

三、職場班の全委員は、二回以上定期的に職場班總會に集合する。總會は職場班の最高の決議機関である。全委員は又日三分の一以上の委員の要求に依つて召集され、二分の一以上の委員出席する場合に決議能力を有する。總會は必ずその議案を討議し決議する。

四、二十人以上の成員を有する職場班は、職場班總會に於いて三人乃至十人の職場班委員を選出する。一人以下の場合には委員会の代りに一人の組織書記が選ばれ、此の場合總會は毎週一回開かれねばならぬ。

五、職場班委員会は、工場班總會の決議、上級指導機関の決議を遂行するために、職場班の活動方針を定め、職場班成員に活動を分配しその活動を擁護し統制する。又總會の議定日程を準備し、議案を作る。

六、職場班委員会は、規則的に月二回以上職場班總會及び上級指導機関に活動報告をなさねばならぬ。

七、職場班委員会は、新同盟員加入の申込みをうけ、職場班總會の決定に附し、上級指導機関に報告し本部常任中央委員会の承認を得よ。

八、職場班委員会は、同盟費を支部を通じて本部に納入する。職場班の活動費は職場班委員会より支部に請求すべきものとす。

九、職場班委員会は三ヶ月毎に改選される。但し再選は妨げない。

十、職場班委員会は、職場班常任委員一名を互選する。職場班常任委員は上級指導機関と工場班委員との結合を維持し、会計を兼ねる。  
十一、必要に応じて、職場班は他職場班又は農村班と班協議会を設置し得る。

### 二、地区班規約準則 (大綱)

一、全同盟員は、住所地区を単位として地区班を組織し、その居住する一地区の地区班に包含される。

二、同盟員すべての問題を職場班等に於いて討論し決議された後に、職場班等の全委員は、地区班總會に集合し、それを討論し決議し、支部大會への代表者を選び、地区班委員会を選出する。

三、地区班委員会は、その地区に於ける同盟の活動を組織し指導する。地区班委員会は、その地区に於ける、未だ職場班のないすべての職場等に班を組織する。職場班を持たざる街頭青年大衆は直接その地区班に組織し得る。

四、地区班委員会は、該地区の同盟活動全体を、成功的に指導するたためた必要に応じて同盟部を置き、地区班委員をして同盟部の活動を指導せしむ。

五、地区班委員会は、地区班常任委員一名を互選する。地区班常任委員は上級指導機関と地区班委員との結合を維持し、会計を兼ねる。

六、最も重要なる職場班の常任委員は必ず地区班委員会に参加しなればならぬ。  
七、必要に応じて他地区班又は農村班と班協議会を設け得る。但し班協議